

資金の出えんに関するフロー

資金管理法人

預託金

- ・フロン類の破壊料金
- ・エアバッグの再資源化料金
- ・自動車破碎残さの再資源化料金

再資源化等が行われず特定再資源化預託金等となる。

- ・中古車として輸出された後、2年以上自動車所有者から預託金の取戻請求がない場合
- ・主務大臣の認定を受けずに解体自動車が全部利用者(電炉等)に引き渡された場合
- ・フロン類回収業者がフロン類を再利用した場合
- ・預託されている自動車に最後に車検を受けてから20年を経過した場合

特定再資源化預託金等*

①及び②に使用しても余る場合は、ユーザーが預託する料金の割引に活用

① 出えん

② 出えん

指定再資源化機関

特定再資源化物品の再資源化等に必要行為の実施

引き取るべき自動車製造業者等が存せず、又は確知することができない特定再資源化等物品

資金の出えん、撤去した解体自動車・特定再資源化等物品の引き取り

不法投棄された使用済自動車、解体自動車、特定再資源化等物品、これらの処理に伴って生じた廃棄物について、廃棄物処理法に基づいて代執行による処理を行った地方公共団体

資金の出えん

使用済自動車の引渡しに支障が生じている離島において、その支障を除去するため運搬等の措置を講じた市町村

情報管理センター
資金管理法
人

資金管理・
情報管理に
要するコスト
に充当